

北九州ネイチャーポジティブネットワーク 運営要領

(名称)

第1条 本会は、北九州ネイチャーポジティブネットワーク(以下「北九州 NPNW」という。)と称する。

(目的)

第2条 北九州市はネイチャーポジティブ(以下「NP」という。)を達成するため、都市に近接した豊かな自然「アーバンネイチャー北九州」を活用し、産学官民が連携して取組を推進する体制として、北九州 NPNW を構築することで、都市部における NP の在り方を世界に発信し、都市と自然の共生を実現することを目的とする。

(組織)

第3条 北九州 NPNW の事務を処理するため、北九州市環境局ネイチャーポジティブ推進課に事務局を置く。

2 事務局長は北九州市環境局ネイチャーポジティブ推進課長とし、事務局は北九州 NPNW の事業や運営等に関する企画、調整、情報発信等を行う。

3 事務局は、北九州 NPNW の目的を達成するため、将来的なネットワークのあり方について検討を行い、最適なネットワークの構築を目指すこととする。

(運営)

第4条 北九州 NPNW の運営は、事務局から委託を受けた北九州ネイチャーポジティブセンター関連事業の委託者(以下「NPNW 運営者」という。)が担当する。

(会員)

第5条 北九州 NPNW の目的に賛同し、本要領を遵守する企業、団体(法人格の有無を問わない)、教育機関、学識経験者および個人の会員をもって組織する。

2 本ネットワーク会員は「企業会員」、「団体・教育関連等会員」及び「賛助会員(一般市民等の個人会員)」に分類され、この3分類の会員を総称して北九州 NPNW 会員とする。

3 「企業会員」は、次の各号の会員要件の全てに適合する企業で、本要領に同意した上、所定の申請情報を市に提出し、市が参加を認めた企業とする。

(1) 以下の事項に取り組むよう努めること。

ア NP に配慮した経営、事業展開等、NP経営への移行を目指す。

イ NPの実現に向けて、北九州 NPNW 会員間での情報共有や協業等を図る。

(2) 北九州NPNW会員間での担当者の連絡先の共有に同意すること。

(3) 北九州NPNW参加によって知り得た情報について、情報提供者の許可なく、発表、公開、漏洩しないことに同意すること。

4 「団体・教育関連等会員」は、次の各号の会員要件の全てに適合する団体、教育機関、学識経験者等(以下「団体等」という。)で、本要領に同意した上、所定の申請情報を市に提出し、市が参加を認めた団体等とする。

(1) 以下の事項に取り組むよう努めること。

ア 地域におけるNP実現に向けた活動の実施体制構築を目指す。

イ NPの実現に向けて、北九州 NPNW 会員間での情報共有や協業等を図る。

(2) 北九州NPNW会員間での担当者の連絡先の共有に同意すること。

(3) 北九州NPNW参加によって知り得た情報について、情報提供者の許可なく、発表、公開、漏洩しないことに同意すること。

5 「賛助会員(一般市民等の個人会員)」は、次の各号の会員要件の全てに適合する市民等で、本要領に同意した上、所定の申請情報を市に提出し、市が参加を認めた個人とする。

(1) 地域におけるNP実現に向けた取組に積極的に参加するよう努めること。

(2) メールアドレス等の個人情報を事務局及び NPNW 運営者への提供に同意すること。

(3) 賛助会員は、NPNW 運営者からメールマガジン等の情報を受けることが出来るが、総会等の意思決定の場に参加することは出来ない。

(活動)

第6条 北九州 NPNW は、2030 年度の NP 実現および「北九州市生物多様性戦略」にあげた目標、またこれらに係る課題解決に向けて取り組む。

2 前項を進めるため、NPNW 運営者は、北九州 NP センターを中心とした枠組みを構築し、市内の生物多様性に関する情報の収集、整理、分析および普及啓発、プロモーションを実施するとともに、市民の NP 活動や企業の NP 経営に関する助言、NP 活動の舞台となる市内サイトの紹介を実施する。

3 NPNW 運営者は、ネットワークに参画する様々なステークホルダーとともに、都市に近接した豊かな自然「アーバンネイチャー北九州」を活用し、市の魅力向上や持続可能な社会の実現等の課題解決に向けて活動を行い、勉強会やワークショップ、関係者同士のマッチングを通し、新たな価値を創造する。

4 NPNW 会員は、勉強会やワークショップ等での情報提供や、市が運営するアーバンネイチャー北九州のポータルサイト(以下「ポータルサイト」という。)情報発信について、可能な限り協力する。

5 北九州 NPNW の活動については、NPNW 運営者により見直しを行う可能性がある。

(権利の帰属)

第7条 北九州NPNW会員の情報発信に関して、北九州NPNW会員から提出された資料等の著作権については、提出者に属するものとする。ただし、ポータルサイトにおいて公開された情報については、北九州市ホームページの著作権に関する規定に則り、原則として二次利用を許諾されたものとして扱う。

- 2 ポータルサイトにおいて公開する北九州NPNW会員が著作権を有する資料等のうち、二次利用を許諾しないものについては北九州NPNW会員からNPNW運営者に申請し、NPNW運営者が認めたものについては二次利用を許諾しない掲載物としてポータルサイトに掲載する。
- 3 NPNW運営者から北九州 NPNW 会員に提供された資料等の情報については、第三者が権利を有するものを除き、NPNW 運営者に属し、北九州 NPNW 会員は社内利用(連結の子会社も含む)に限り非独占的使用権を許諾されるものとする。

(北九州 NPNW 会員の費用負担)

第8条 北九州NPNW会費は無料とする。

- 2 北九州NPNW会員の北九州NPNWに関する活動内容の実施に要する交通費等の一切の実費は、特に定めがない限り会員が負担するものとする。

(免責)

第9条 北九州NPNW会員は、当該会員自らの活動内容の実施についての行為とその結果について一切の責任を負うものとし、NPNW運営者に活動内容の完全性、正確性、適用性、有用性等に関し何らの保証も求めない。

- 2 北九州NPNW会員は、会員自らの活動内容の実施に伴い、自己の責めに帰すべき事由で第三者に対して損害を与えた場合又は第三者から損害賠償などの請求がなされた場合、自己の責任と費用をもって処理、解決するものとする。

(暴力団員等の排除)

第10条 会員は、次のいずれかに該当してはならない。

暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(以下、「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)または暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)もしくは暴力団員と密接な関係を有するものであること。

(その他)

第11条 この要領の定めるもののほか、北九州NPNWの運営に関して必要な事項は事務局が別途に定める。

附則

本要領は令和7年11月14日から施行する。